

12 万引き

【事例】

児童が校区内のコンビニでお菓子数点を万引きしたところ、店員に見つかり、警察に通報・補導された。警察から、保護者と連絡がとれないとのことで、学校に連絡があった。

○発生時の対応のポイント

[状況の把握]

- ・連絡を受けた教職員は、名簿で当該児童を確認するとともに、店名、万引きした物品、保護者との連絡状況を確認する。確認の後、速やかに管理職に報告する。
- ・管理職は、教職員を警察に派遣し、状況の詳細な把握に努める。
- ・管理職は、関係教職員を招集し、情報収集や今後の対応について確認する。

[保護者への連絡]

- ・保護者と連絡をとり、状況を説明するとともに、必要に応じて保護者とともに警察に向かう。
- ・保護者が店に謝罪・弁済していない場合には、謝罪・弁済するよう助言する。

[関係機関等との連携]

- ・警察との連携は、状況に応じて、管理職の指示の下、生徒指導担当教員等が中心になって行う。

[教育委員会への報告]

- ・管理職等は、事案の概要について、必要に応じて教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

[報道機関等への対応]

- ・報道機関や関係機関等へは、窓口を一本化し管理職が当たる。

○今後の対応策（未然防止）のポイント

[再発防止策]

- ・万引きは犯罪であることを当該児童に自覚させる。
- ・保護者が万引きを重大な事件として捉えていない場合は、保護者・当該児童ともに犯罪を犯したとこの重大性を認識させるとともに、再発防止のため、保護者が当該児童に反省を促すように助言する。
- ・行為に至った背景等については、共感的に傾聴するとともに、店への謝罪の方法等についてともに考える態度を示す。
- ・担任は、声かけ等により児童の心のケアを図る。必要に応じて、スクールカウンセラー等の専門家との連携を図る。

[未然防止策]

- ・事象の記録をもとに原因や問題点を明らかにし、今後の指導について全教職員の共通理解を図る。
- ・万引きは心が不安定なときに起こることが多いため、児童の悩みや不安を気軽に相談できる体制を整えるとともに、日頃から児童との触れ合いを通して、一人ひとりの表情や言動の変化等、心のサインの把握に努める。
- ・教育活動全体を通して、善悪の判断等を身に付けさせる指導を行う。
- ・児童の規範意識を醸成するため、保護者に対して、学校だより等を活用した啓発を行うとともに、家庭訪問や懇談会等の機会を利用して、発達の段階に応じた児童との関わり方についての情報を提供し、学校と家庭が連携協力して指導するよう努める。
- ・保護者や商店主等を含めた地域ぐるみの組織で、日常的な情報交換や商店街等の巡回指導を行う等学校と地域社会が一体となって未然防止に取り組む。

[集団での万引き事案の場合の留意点]

- ・万引きに関与した児童全員から個別に事情を聞き取るとともに、当事者全員の保護者との話し合いの場を持つようにする。
- ・隣接する学校の児童生徒による万引きに自校の児童生徒が関わっていることがあることから、他校で同様の事象が発覚した際には、学校間の連携を密にして情報を収集する。